

【改訂6版】食品表示検定・中級 認定テキスト 訂正情報

日付: 2020年2月28日

●2020年2月28日付の訂正は以下の通りです。お手数ですが訂正をお願いいたします。

★なお、2020年6月の試験は、2019年10月1日時点で有効な法令に基づいて出題されます。

作成: 一般社団法人食品表示検定協会

訂正情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2020年 2月28日	1 ↓ 2 刷	P47	2-3-1	上から11行目	・一般に知られている旧国名(例: 丹波 、土佐)	・一般に知られている旧国名(例: 尾張 、土佐) (2019年9月19日付で通知「食品表示基準Q&A」が改正されたことに伴う訂正)
		P87	3-5	生鮮材料まで遡っていない不適切な例(一番下の表示例)の原材料名欄	つぶあん(砂糖(国内製造)、小豆、水飴、その他)小麦粉、糖類・・・	つぶあん(砂糖(国内製造)、小豆、水飴、その他)、小麦粉、糖類・・・
		P116	4-1-3	下から2行目	名称の次に括弧を付して「〇〇漬(薄切り)」等と表示します。	名称の次に括弧を付して「〇〇漬(薄切り)」「 〇〇漬(刻み) 」と表示します。
		P229	4-4-16	〈調理パン(店外加工品)の表示例〉の添加物欄・上から2行目	リン酸塩(Na)、 酢酸Na 、トレハロース、乳化剤、・・・	リン酸塩(Na)、トレハロース、乳化剤、・・・
		P230	4-4-16	上から16行目	≪重量順3位以下で、重量割合が5%未満の原材料を「その他」と省略≫ 「鶏唐揚げ(鶏肉、小麦粉、その他(大豆・小麦を含む))」	≪重量順3位以下で、重量割合が5%未満の原材料を「その他」と省略≫ 「鶏唐揚げ(鶏肉、小麦粉、その他)、 (一部に大豆・小麦を含む) 」
		P263	5-2	下から2行目	特定原材料に準ずる20品目に由来する添加物	特定原材料に準ずる21品目に由来する添加物
		P296	5-5-3	図表3 両制度の比較 上から9段目(使用可能範囲の段)×中央列(地理的表示保護制度の列)	地域内の生産者は誰でも名称を使用可能。	地域内の生産者は 登録を受けた団体に加入した上で 誰でも名称を使用可能。

●2019年11月8日以前にお知らせした修正箇所は以下の通りです。お手数ですが訂正をお願いいたします。

訂正情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2019年 11月8日	1 ↓ 2 刷	P310	5-7	一番下の行	改正も、 同時 に行われています。	改正も、 同様 に行われています。
		P316	5-7	下から13行目	2016年(平成28年)に、景品表示法の実効性を高めるための法改正が行われました。	2014年(平成26年)に、景品表示法の改正法が公布され、監視指導体制の強化は同年に、課徴金制度は2016年(平成28年)に施行されました。
2019年 10月1日	1 ↓ 2 刷	P39	2-2-1	上から8行目	・一般に知られている旧国名(例: 丹波 、土佐)	・一般に知られている旧国名(例: 尾張 、土佐) (2019年9月19日付で通知「食品表示基準Q&A」が改正されたことに伴う訂正)
		P170	4-4-2	〈即席めん表示例〉 製造者の欄	製造者 ○○食品 株式会社 大阪府○○市○○町○○-○○(本社) ◇◇県◇◇市◇◇町◇◇-◇◇(◇◇工場)	製造者 ○○食品 株式会社 大阪府○○市○○町○○-○○(本社) 製造所 ◇◇県◇◇市◇◇町◇◇-◇◇(◇◇工場)
		P207	4-4-11	〈精製はちみつ表示例〉 製造者の欄	製造者 ○○食品 株式会社 ○○県○○市○○町○○-○○(本社) △△県△△市△△町△△-△△(製造所)	製造者 ○○食品 株式会社 ○○県○○市○○町○○-○○(本社) 製造所 △△県△△市△△町△△-△△(製造所)

訂正情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2019年 10月1日	1 ┆ 2 刷	P207 ~P209	4-4-11		2019年5月31日に「はちみつ類の表示に関する公正競争規約」が改正され、はちみつ類の対象商品の変更(精製はちみつ、加糖はちみつのほか、はちみつにローヤルゼリー等を添加した商品が対象外となり、甘露はちみつが新規に対象となりました。)他の点が変わっております。 詳細について業務上必要な方は、「はちみつ類の表示に関する公正競争規約」(https://www.jfftc.org/rule_kiyaku/pdf_kiyaku_hyouji/032.pdf)をご確認ください。	
			5-2		2019年9月19日に通知「食品表示基準について」が改正され、特定原材料に準ずるものにアーモンドが追加されました。 これに伴って、テキストの5-2「アレルギーを含む食品の表示の解説」の、特定原材料に準ずるものに関する記述は、下記の読みかえをお願いいたします。	
		P255	5-2	下から3行目	特定原材料に準ずるものとして、 <u>20</u> 品目	特定原材料に準ずるものとして、 <u>21</u> 品目
		P256	5-2	図表2の2段目	特定原材料に準ずるもの(<u>20</u> 品目):あわび、いか、..	特定原材料に準ずるもの(<u>21</u> 品目): <u>アーモンド</u> 、あわび、いか、..
		P256	5-2	下から11行目	及び「特定原材料に準ずるもの」を合わせた <u>27</u> 品目	及び「特定原材料に準ずるもの」を合わせた <u>28</u> 品目
		P257	5-2	下から10行目	特定原材料に準ずるもの <u>20</u> 品目について	特定原材料に準ずるもの <u>21</u> 品目について
		P260	5-2	上から10行目	特定原材料に準ずるもの <u>20</u> 品目について	特定原材料に準ずるもの <u>21</u> 品目について
		P262	5-2	図表4に1段追加	(新設)	特定原材料に準ずるもの: <u>アーモンド</u> 代替表記: - 拡大表記(表記例): <u>アーモンドオイル</u>
		P265	5-2	下から10行目	「特定原材料に準ずる <u>20</u> 品目を含む <u>27</u> 品目」	「特定原材料に準ずる <u>21</u> 品目を含む <u>28</u> 品目」
2019年 7月29日	1 ┆ 2 刷	P17	1-2	図表1「具体的な表示事項」列 上から2段目欄内4行目	・ <u>未成年者飲酒防止法</u> に基づく表示	・ <u>20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律</u> に基づく表示 (注:2019年7月1日施行の法令改正に伴う変更。次ページの*も参照のこと)
		P17	1-2	図表1「法律名称」列 上から5段目	日本農林規格に関する法律(JAS法)	日本農林規格 <u>等</u> に関する法律(JAS法)
		P67	3-1	〈個別的義務表示の例(マカロニ類)〉の表示例の原材料名欄	原材料名:デュラム小麦のセモリナ(カナダ製造) <u>、</u>	原材料名:デュラム小麦のセモリナ(カナダ製造)
		P126	4-2-2	下から3行目	22の加工食品(食品表示基準 別表第15の1(<u>14</u>))に該当します。	22の加工食品(食品表示基準 別表第15の1(<u>10</u>))に該当します。
		P304	5-6-2	上から5行目	...1日当たりのカルシウムの栄養等表示基準680mgの...	...1日当たりのカルシウムの栄養 <u>素</u> 等表示基準680mgの...
		P321	5-8	下から16行目	ただし、「玄米」「精米」及び <u>原料原産地表示の義務のある</u> 「もち」については、食品表示基準に基づく表示をすることで産地情報の伝達を果たしたことになります。	ただし、「玄米」「精米」及び <u>もちのみで作られた</u> 「もち」については、食品表示基準に基づく表示をすることで産地情報の伝達を果たしたことになります。 <u>なお、もちについて重量順位2位以下の原材料がある場合は米トレーサビリティ法による米穀等の産地情報の伝達が必要となります。</u>
		P354	6-2	上から6行目	消費期限又は賞味期限内に <u>表示値</u> が変動したとしても許容差の...	消費期限又は賞味期限内に <u>栄養成分量</u> が変動したとしても許容差の...
		P354	6-2	上から16行目	あることを <u>記載する</u> (「推定値」又は「この表示値は、目安です」 <u>」</u>)。	あることを「推定値」又は「この表示値は、目安です。 <u>」のいずれかの文言を含めて表示する。</u>
		P383	資料4	【1】(6)のもちの下	※食品表示基準の別表15【1】(6)の「もち」として原料原産地表示をした場合は、米トレーサビリティ法による米穀等の産地情報の伝達 <u>は必要ありません。</u>	※食品表示基準の別表15【1】(6)の「もち」として原料原産地表示をした場合は、 <u>重量順位2位以下の原材料について</u> 米トレーサビリティ法による米穀等の産地情報の伝達 <u>が必要となります。</u>

*なお、2019年7月1日に施行された各種法令改正に伴い、テキストのなかの飲酒可能年齢に関連する「未成年者」の記述について、「20歳未満の者」と読み替えてください。(具体的な箇所は、上記P17の「未成年飲酒防止法」→「20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律」のほか、P235～240「4-5-1 酒類」のなかの、「未成年者の飲酒」の部分はすべて「20歳未満の者の飲酒」に読み替えをお願いします。)

訂正情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2019年 4月26日	1 2 刷	P48	2-3-1	上から16行目	②タレかけ、漬け込み、調味料に <u>湿</u> 潤させる処理:タンブリング処理	②タレかけ、漬け込み、調味料に <u>浸</u> 潤させる処理:タンブリング処理
		P78	3-5	下から3行目	・不特定又は多数の者に対して <u>譲度</u> (販売を除く。)する場合	・不特定又は多数の者に対して <u>譲渡</u> (販売を除く。)する場合
		P90	3-5	一番下の行	送り状、納品書又は <u>企画書</u> 等で製造業者等に伝達する必要があるが・・	送り状、納品書又は <u>規格書</u> 等で製造業者等に伝達する必要があるが・・
		P246	5-1	下から7行目	○添加物には、水やデキストリンなどの副 <u>割</u> が使用されている場合があり...	○添加物には、水やデキストリンなどの副 <u>材</u> が使用されている場合があり...
		P351	6-2	下から4行目	同じ食品が継続的に同じ人に販売される場合、容器包装に表示することが困難な場合、	同じ食品が継続的に同じ人に販売される場合 <u>であって</u> 、容器包装に表示することが困難な場合、
2019年 4月1日	1 刷	P83	3-5	〈大括り表示の表示例〉 の一番下の例	原材料名: 豚肉(<u>輸入</u>)、豚脂肪、たん白加水分解物、...	原材料名: 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、...
		P106	3-10	上から5行目	政令指定都市や県庁が所在する市の場合、「 <u>都道府県名</u> 」の表示は	政令指定都市や県庁が所在する市の場合、「道府県名」の表示は
		P178	4-4-4	〈うすくちしょうゆの表示例〉別記様式欄内	原材料名: 脱脂加工大豆(国内製造)、小麦、食塩、 <u>アミノ液</u> 、ぶどう糖 / アルコール	原材料名: 脱脂加工大豆(国内製造)、小麦、食塩、 <u>アミノ酸液</u> 、ぶどう糖 / アルコール
2019年 3月1日	1 刷	P78	3-5	下から8行目	①「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」(酒類業組合法) 例: ワイン <u>等</u>	①「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」(酒類業組合法) 例: ワイン
		P100	3-8	図表1 保存基準の列 上から4段目「10℃以下 で保存」に該当する品目	・清涼飲料水(紙栓を付けたガラス瓶に・・・) ・ミネラルウォーター類 ・ <u>冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水(水素イオン 指数・・・殺菌していないもの。)</u>	・清涼飲料水(紙栓を付けたガラス瓶に・・・) ・ミネラルウォーター類 <u>、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の 清涼飲料水(水素イオン指数・・・殺菌していないもの。)</u>
		P170	4-4-2	〈即席めんの表示例〉別 記様式欄内	<u>調理方法: 枠外下部に記載</u>	(削除)
		P170	4-4-2	必要な表示事項の表の 中ほど	調理方法 : 公正競争規約 ● <u>記載箇所を明記の 上</u> 、枠外記載できる。	調理方法 : 公正競争規約 ● 枠外記載できる。
		P235	4-5-1	必要な表示事項の表の 中ほど	原料原産地名: <u>公正競争規約①</u>	原料原産地名:
		P237	4-5-1	上から4行目 【原料原産地名】の欄	原産地を表示(情報伝達)している場合を除き、輸入品以外のものについては、	原産地を表示(情報伝達)している場合、 <u>及び酒類業組合法に基づいて 果実酒(ワイン)の原材料の原産地名を表示している場合</u> を除き、輸入品 以外のものについては、
		P336	5-11	本文の下から5行目	横断的義務表示事項として次のア～ <u>主</u> の事項を表示・・・	横断的義務表示事項として次のア～ <u>ク</u> の事項を表示・・・
		P337	5-11	図表3「食品表示基準で 表示するとされている事 項」	キ. 遺伝子組換え食品に関する事項	キ. 遺伝子組換え食品に関する事項 <u>ク. 原料原産地名</u>

●「食品表示基準Q&A」が2019年3月1日付で改正されました。この中で、一部を簡略化してご紹介します。詳細については、消費者庁のウェブサイトをご覧ください。

Q&A 番号	Q(質問)	改正前のA(回答)	改正後の新しいA(回答)
加工－ 149	G国でインドとスリランカで製造された紅茶の荒茶(インド産6割、スリランカ産4割)と少量のドライフルーツと香料を混合して日本に輸入した製品の原産国名をどのように表示したらよいでしょうか。	今回の製品は、あくまで紅茶として製造されるものであり、本製品に行われるドライフルーツ、香料のブレンドは、その紅茶の特性に対して実質的な変更をもたらす行為には 当たらない ため、原産国名は 荒茶の原産国である「インド、スリランカ」と表示すること となります。ただし、本製品に使用されるドライフルーツの量が多く、その製品の特性が必ずしも紅茶といえないようなものに変化させる場合は、原産国名がG国となることも考えられます。	今回の製品は、紅茶として製造されるものでありますが、本製品に行われるドライフルーツや香料をブレンドし、新たな「香り」を加える行為は、その紅茶の特性に対して実質的な変更をもたらす行為に 該当する と考えられ、原産国名が G国 となります。
加工－ 157	緑茶及び紅茶の原産国はどのようになりますか。	緑茶及び紅茶は、「荒茶の製造」が行われた国が原産国です。	緑茶及び紅茶は、「荒茶の製造」が行われた国が原産国としていますが、その後、 複数の荒茶を混合して製造した場合 には、 混合して製造した国が原産国 となります。
生鮮－ 30	国内の2箇所以上の養殖場で養殖した水産物の原産地として地域名を表示する場合について、どのように表示すればよいですか。(新設)	(Q&Aとしては新設ですが食品表示基準では、「主たる養殖場(最も養殖期間の長い場所をいう。)」と定義されておりますので、養殖期間が長い養殖場が属する都道府県を表示することになります。)	(今回新たに示された内容は以下の通りです。) ただし、A県で育成(第1段階)された種苗をB県で更に育成(第2段階)して生産物として出荷する場合、第1段階は種苗の育成期間であり養殖期間には含まれないものと考え、第2段階の育成を行ったB県を原産地として表示します。

(以上)